

北九州港響灘東地区海面処分用地の環境配慮に対する環境省意見

平成 23 年 4 月に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)により、環境影響評価法に計画段階配慮書手続が新たに加えられ、事業の早期段階において環境配慮事項の検討を行うこととなった。改正法の配慮書手続に係る規定の施行は平成 25 年 4 月 1 日であるが、衆議院及び参議院の各院においてなされた附帯決議(以下「附帯決議」という。)において、改正法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導されるべき旨が示されたところである。

また、北九州港港湾計画に関しては、本年 1 月に改訂されたところであるが、本件が平成 23 年 12 月 8 日開催の交通政策審議会第 47 回港湾分科会において審議されるに当たり、環境省から国土交通省宛に、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、響灘東地区海面処分用地に係る事業について早期段階からの環境配慮に努めるよう、意見(以下「環境省意見」という。)を述べたところである。

これを踏まえ、港湾管理者である北九州市において、当該処分用地の計画策定までのプロセスや複数案の比較評価結果を明らかにし、当該処分用地の計画に係る環境配慮について、検証する手続が行われることとされた。

計画段階配慮書手続としては、本来、これらのプロセスが検討の時点で明らかにされるところではあるが、今回、有識者による検討会や一般からの意見募集を行うなど、改正法施行前に、同法の趣旨を踏まえた手続が自主的に行われたものと考えられる。

今般、本手続において、北九州市長より環境の保全の見地からの意見を求められたため、以下のとおり意見を述べる。

(1) 位置等の複数案の設置等

本検討において示された資料においては、評価項目やその調査、予測及び評価の手法の選定並びに海面処分用地の位置、規模及び形状の設定に関する考え方が必ずしも明らかではない部分がある。このため、これらが選定又は設定された理由を、その検討経緯とともに、より具体的に方法書に記載すること。

(2) 環境省意見への見解

環境省意見及びパブリックコメントにより募集した一般からの意見については、意見の内容及びそれに対する事業者の見解を明らかにし、方法書に記載すること。

(3) 野生生物への影響

本検討により、海面処分場の設置海域として選定された「響灘東エリア」周辺

では、ヒメウ、ミサゴ、ハヤブサ等の希少な鳥類の飛来が確認されているほか、後背地の廃棄物処分場跡地では、ベッコウトンボ、チュウヒ等の希少な動植物の生育・生息も確認されている。

今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、海域生態系への影響のみならず、工事の実施や埋立地の存在による陸域生態系への影響にも配慮し、これらの良好な自然環境の保全及び創出について検討するため、専門家等による助言を受けながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 護岸の構造等の検討

本検討により、新たな海面処分場の位置、規模及び形状については、響灘東エリアの「響灘東地区沖西側(ケース1)」が適切とされているが、今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、海面処分場の護岸の構造、工法等による環境配慮によって、更なる環境影響の回避・低減を検討すること。

(5) 瀬戸内海における埋立抑制

北九州港の港湾区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)で対象とする瀬戸内海にあり、当該海域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針」に沿って、埋立てを厳に抑制すべきとされている。

当該処分場において処分が予定されている当該港湾区域内での浚渫土砂及び北九州市内から発生する一般廃棄物等については、今後も発生が見込まれることから、基本方針の趣旨を踏まえ、長期的、総合的な視点から、発生量の低減、広域的視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進について、専門家による助言を受けて具体的に検討し、瀬戸内海における新たな埋立ては可能な限り回避するとともに、将来にわたり埋立処分量を削減するよう努めること。